

前橋市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政援助団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年7月5日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	田	村	盛	好
同	中	林		章
同	小曾根	英		明

内 監
令和3年7月5日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前橋市議会議長 横 山 勝 彦 様

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	田 村 盛 好
同	中 林 章
同	小曾根 英 明

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政援助団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

財政援助団体監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

2 監査対象団体

本市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体（財政援助団体）のうち、下記の団体を抽出し、関係する所管課と併せて監査しました。

特定非営利活動法人赤城自然塾	（所管課：観光政策課）
公益社団法人前橋市シルバー人材センター	（所管課：長寿包括ケア課）
職業訓練法人前橋職業訓練協会	（所管課：産業政策課）
前橋市赤城の恵ブランド推進協議会	（所管課：農政課）

3 監査期間

令和3年5月10日から同年7月5日まで

4 監査対象

令和2年度における当該団体への財政的援助に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和3年度も対象としました。

5 監査方法

補助対象事業等に関する資料等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、各団体から概要聴取を行い、関係書類等を調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

（団体関係）

- ・補助対象事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理及び出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

（所管課関係）

- ・補助金額の算定、交付方法、時期及び交付手続等は適正か。
- ・実績報告書等により補助金の効果及び条件の履行の確認が行われているか。
- ・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

6 監査結果

財政的援助に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認

められましたが、次に記載のとおり改善を要する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各団体及び市所管課に対して改善等を指導しました。

(1) 特定非営利活動法人赤城自然塾

財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、指摘及び要望する事項はなかった。

(2) 観光政策課

特定非営利活動法人赤城自然塾への補助金交付事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(3) 公益社団法人前橋市シルバー人材センター

財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、指摘及び要望する事項はなかった。

(4) 長寿包括ケア課

公益社団法人前橋市シルバー人材センターへの補助金交付事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(5) 職業訓練法人前橋職業訓練協会

財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、指摘及び要望する事項はなかった。

(6) 産業政策課

職業訓練法人前橋職業訓練協会への補助金交付事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(7) 前橋市赤城の恵ブランド推進協議会（指摘事項1件）

ア 出納関係事務について（指摘事項）

支出の証拠書類において、見積書に見積日が記載されていないもの、納品書に納品日が記載されていないもの、請求書に請求日が記載されていないもの、領収書に宛名が記載されていないものがあつた。

支払先から必要事項を明記した証拠書類を徴するよう改善されたい。

(8) 農政課

前橋市赤城の恵ブランド推進協議会への補助金交付事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。